令和８年度

社会福祉法人　塔南学園

塔南こども園

重要事項説明書

沿革

昭和 18 年、日本陸軍より真宗大谷派 宗教法人 乗誓寺に保育園の開園要請があり、塔南保銃後育園として開園されました。昭和 23 年、児童福祉法による認可保育園となり、名称を宗教法人 塔南保育園と変更し昭和 26 年 9 月、木造園舎が新築されました。昭和 45 年 12 月、園舎を鉄筋コンクリート造 2 階建てに新築され、昭和 52 年、社会福祉法による認可保育園となり、名称を社会福祉法人　塔南保育園となり翌年の昭和 54 年、園舎を増築し以降からは小規模な改修を繰り返しております。創立から 60 人定員でしたが、平成 27 年度より 70 名定員。平成 28 年から 80 名定員、平成 29 年度 4 月より、園舎を増築し 100 名定員となりました。

また、平成 29 年度 4 月より法人名を、社会福祉法人　塔南学園と名称変更を行いました。令和 6 年度 9 月より 90 名定員となりました。

法人理念

個の尊厳を大切にし、心身ともに健やかに生活できるよう支援していき、質の高い教育と保育サービスを提供していく。

法人基本方針

関係法令に基づき乳幼児の教育・保育を行う。子ども一人ひとりの人権を保障し、主体性を制限せず一人ひとりを尊重する。子どもの最善の利益のために、保護者や地域コミュニティーとの連携を深め、積極的な教育・保育支援をしていく。

子どもの教育・保育にあたる職員は、子どもの処遇向上の為に、高い知識と技術を習得し、子ども一人ひとりを敬愛でもって接する。また、地域支援、子育て支援、保護者支援等の為にも、常に社会性と良識を持ち福祉支援を行う。

経営方針

透明性のある法人運営を図り、教育・保育福祉サービスの向上を行う。

保育理念

二人として同じ人間がこの世にいないように、子どもの性格もひとり一人違うことを個性と認められる保育者である。無限の力を秘めた子どもに月齢・年齢・家庭環境等配慮し、子どもの最善の利益を優先する。

保育方針

園生活を通し、遊び等様々な関わりの中で社会性や協調性等の経験を積み、考え、判断し、行動する力をつける。

保育目標

月齢・年齢・発達に応じた生活基礎を身に付ける。幼児体操を取り入れ、集団生活を通して運動機能、感覚機能等の能力を発達促進していく。言語表現・対人関係では、外国人講師による英語遊びでの体験で、未来に役立つ言語表現・対人関係基盤を促進。養護と教育の一本化を図り、様々な体験から興味・関心・感性・創造性を培う。

仏教保育基本

＜合　掌＞

手を合わせることです。手は静かに合わせ、親指と、人差し指の間はつけずに開き、人差し指から小指はそろえてつけ、手のひらをぴったり合わせます。基本的に、合掌は仏様や、亡くなったひと、位はい、お墓、ご先祖にも向けてします。また、尊敬、感謝、謝罪の時にも心のこもった形として手を合わせます。

＜礼　拝＞

礼拝は仏様や、位はい、お墓などに向かって頭を下げます。

＜数　珠＞（念珠）

数珠の珠は、人の煩悩を表すと言われています。それを断ち切る為に、数珠を持ちお祈りするのです。子ども達には、「みんなが仲良くひとつの輪になるように、世界が平和になるように」など、子どもにわかりやすい説明をしていきます。

数珠の扱い方

数珠はおもちゃではない事を伝えます。また、数珠は下には置かず大事に持つよう伝えます。

仏教目標

- 和顔愛語（わげんあいご）（いつもにこにこほがらかに）
- 慈心不殺（じしんふせつ）（生命尊重の保育を行う）
- 仏道成就（ぶつどうじょうじゅ）（正しきを見て絶えず進む保育を行う）
- 正業精進（しょぎょうしょうじん）（よき社会人をつくる保育を行う）

ちかいのことば

●わたくしたちは、ほとけのこどもになります。
●わたくしたちは、ただしいおしえをききます。
●わたくしたちは、みんななかよくいたします。

塔南こども園　重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　施設運営主体

名　　称	社会福祉法人　塔南学園
所　在　地	京都市南区西九条東御幸田町１５
電 話 番 号	０７５－６８２－５５１０
代表者氏名	理事長　川口　眞示

２　利用施設

施　設　の　種　類	保育所型認定こども園
施　設　の　名　称	塔南こども園
施 設 の 所 在 地	京都市南区西九条東御幸田町１５
連　　絡　　先	電話番号　０７５－６８２－５５１０ ＦＡＸ　　０７５－６９１－９８５１
管　　理　　者	園長　川口　直子
対　象　児　童	満３歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満３歳未満の乳幼児
利　用　定　員	＜１号認定子ども＞ 満３歳以上の小学校就学前児童のうち、２号認定子ども以外の児童　２人 ＜２号認定子ども＞ 満３歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童　４０人 ＜３号認定子ども＞ 満１歳以上満３歳未満の児童　２４人 満１歳未満の児童　６人
開　設　年　月　日	昭和１８年　　１０月　　１日
事　業　所　番　号	2610051002347

３　施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

⑴　園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制

を構築します。

⑵　園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

⑶　園児の遊びから得られる運動機能や感覚機能を促進し、言語表現で解決する力を養う支援に努めます。

４　当園における施設・設備等の概要

（１）施　設

敷　地	敷地全体	５０６㎡
	園庭	１３４㎡
園　舎	構　造	RC 造
	延べ面積	４９６．４５㎡

（２）主な設備

設備	部屋数	備　　考
乳児室	１室	ひよこ組（０歳児クラス）
ほふく室	１室	すみれ組（１歳児クラス）
保育室	４室	ばら組（満２歳児クラス）、もも組（満３歳児クラス）、ゆり組（満４歳児クラス）、きく組（満５歳児クラス）について各１室
調理室	１室	
事務所	１室	
保健室	１室	

５　職員の設置状況

職　種	員数	備考
園長	1	
主幹保育教諭	2	
保育教諭	１３	
栄養士	2	
調理員	1	
事務員	1	

※　当園では、「京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例」に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
園長	勤務時間帯（７：００～１９：００）
主幹保育教諭	勤務時間帯（７：００～１９：００）
保育教諭	勤務時間帯（７：００～１９：００）
栄養士	勤務時間帯（８：００～１６：３０）
事務員	勤務時間帯（９：００～１７：００）

※　ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

６　幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた給付認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
１号認定子ども	満３歳以上の小学校就学前児童のうち、２号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝日、夏季休業日（７月２１日から８月３１日）、冬季休業日（１２月２１日から１月７日）及び春季休業日（３月１６日から３月３１日）（※注）
２号認定子ども	満３歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）
３号認定子ども	満３歳未満で保育を必要とする児童	

（※注）土曜日及び長期休暇期間（８/１０～１４、１２/２９～１/３、３/２９～３１を除く）において、保育が必要な場合は預かり保育を利用することもできますのでご相談下さい。

７　幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた給付認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
１号認定子ども	教育標準時間（概ね５時間程度）	９時～１４時（※注１）
２号認定子ども ３号認定子ども	保育標準時間（最大１１時間）	７時～１８時（※注２）
	保育短時間（最大８時間）	８時３０分～１６時３０分（※注３）

（※注１）１４時を超えて保育を必要とされる場合は、預かり保育事業を利用することもできますので御相談ください（別途用者負担が必要となります)。

また、最終登園時間は９時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、９時までに登園していただきますようお願いします。

（※注２）７時から１８時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます)。なお、令和７年度以前から在籍されている方には、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育を提供します。

また、最終登園時間は９時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、９時までに登園していただきますようお願いします。

（※注３）８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、８時３０分から１６時３０分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から８時３０分まで又は１６時３０分から１８時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

また、最終登園時間は９時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、９時までに登園していただきますようお願いします。

８　提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

⑴　特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記７に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

⑵　当園の特色ある活動の提供

・幼児（３～５歳児）を対象に、月１回体操講師の指導
・４・５歳児を対象に、月１回外国人講師の英語活動
・全園児対象に、月１回の食育活動

⑶　送迎

保護者（両親・祖父母）を主たる送迎者とし、中学生以下の兄弟等の送迎は不可とします。

⑷　食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
０歳児	１１時頃	１５時頃	
１歳児	１１時頃	１５時頃	
２歳児	１１時頃	１５時頃	
３歳児	１１時３０分頃	１５時頃	
４歳児	１１時３０分頃	１５時頃	
５歳児	１１時３０分頃	１５時頃	

※　献立表は毎月別途お知らせします。

※　食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

⑸　その他

１号認定こどもの預かり保育を実施致します。

地域の未就園児とその保護者を対象に、子育て支援事業を行っています。

９　利用料金

⑴　特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

⑵　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

⑴に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

１０　利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

⑴　園児が小学校に就学したとき

⑵　子ども・子育て支援法第２４条第１項第２号又は第３号の規定により支給認定が取り消されたとき

⑶　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

１１　嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

⑴　小児科

医療機関の名称	天満小児科医院
医　院　長　名	天満　真二
所　　在　　地	京都市西京区上桂宮ノ後３３-４ サンモールスクエア１F
電　話　番　号	０７５－３９３－１０６０

⑵　歯科

医療機関の名称	田中歯科診療所
医　院　長　名	田中　豊彦
所　　在　　地	京都市南区西九条針小路町３ エスポワール田中１F
電　話　番　号	０７５－６７２－５６００

⑵　眼科

医療機関の名称	大内眼科
医　院　長　名	大内　景子
所　　在　　地	京都市南区唐橋羅城門町４７－１
電　話　番　号	０７５－６６２－７１１７

１２　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

１３　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・苦情解決責任者　園長　川口　直子 ・窓口担当者　　主幹保育教諭　山口　真奈美 ・ご利用時間　８：３０～　１６：３０ ・電話番号　０７５－６８２－５５１０ ＦＡＸ　０７５－６９１－９８５１ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	京都経営者協会 CCN	電話番号　０７５－２０５－５４１７
		顧問　石垣　一也・中西　明子 中川　博暁・廣田　尚久

※　当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

１４　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報装置　有 ・非常用電源　有　・スプリンクラー　有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。

１５　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	**保育園賠償責任**
保険の内容	**保育園・保育者等に法律上の賠償責任が発生した場合被る損害の補償**
保険金額	**対人１０億円　対物１，０００万円**

保険の種類	**保育園児団体傷害保険**
保険の内容	**保育園の管理下で園児がケガをした場合、保育園側の賠償責任の有無に関わらず補償**
保険金額	**死亡・後遺障害２１５万円　入院保険日額２，２５０円 通院保険日額１，５００円**

１６　当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

１　全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教材費	帽子・絵本・造形活動用品（のり ハサミ・クレパス・自由画帳・粘土・製作カバン）	年額　１０，０００円
オムツ代	３号認定（０～２歳児）に係るオムツ代	月額　　２，９２０円
おしぼり代	給食・おやつ・製作時に使用するおしぼり代	月額　　８９０円
通園カバン代	１号認定こども及び３歳児クラス以上の２号認定こどもに係る指定通園カバン代	１個　　３，２００円
体操服代	１号認定こども及び３歳児クラス以上の２号認定こどもに係る体操服代	一式　１２，２７０円
給食費	１号認定こども及び３歳児クラス以上の２号認定こどもに提供する食材料費	月額　　８，０００円 （主食費３，５００円 副食費４，５００円）
遠足に係る交通費	公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）
教育充実費	教育・保育の質の向上に向けた専門外部講師（体操講師、英語講師）による指導費用	月額　　２，０００円

※上記は前年度の費用を元に算出した金額であり、実際に要した費用の徴収につき、年度途中での金額の変更となる場合があります。金額の変更となる場合は、金額算出の内訳をお示ししたうえで、重要事項説明書の利用者負担金について再周知及び再契約とし、年度末の精算により、返還または追徴することがありますので、あらかじめご了承ください。

２　該当者（利用者）のみ対象となるもの

⑴　時間外保育に係る利用者負担金（２・３号認定子ども）

（ア）保育標準時間認定の方

令和７年度以前から在籍されている方で、１８時以降も保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、月額２、５００円

（イ）保育短時間認定の方

ア　７時から８時３０まで利用した場合　１回あたり　５００円（３０分毎）

イ　１６時３０分から１８時まで利用した場合　１回あたり　５００円（３０分毎）

＊上限　５，０００円

（※備考）　保育料が第１階層（生活保護世帯）及び第２階層（市民税非課税世帯）の方については、延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。

【利用料上限・民間保育園等（月額）】　（単位：円）

	短時間認定			標準時間認定	
延長時間	1時間まで	2時間まで	3時間まで	1時間まで	2時間まで
第１階層	0	0	0	0	0
第２階層(母子世帯等)	0	0	0	0	0
第２階層(母子世帯等を除く)	1,000	2,000	3,000	1,000	2，000
上記以外の世帯	2,500	5,000	7,500	2,500	5,000

⑵ 時間外保育を契約していない場合にやむを得ず延長した時間に関する利用者負担金

やむを得ず７時～１８時の保育標準時間を超える時間につき、３０分当たり５００円を徴収する。なお、利用の継続が見込まれる場合は、時間外保育の利用を促すよう努める。

⑶ 預かり保育に係る利用者負担金（１号認定こども）

通常保育日：１４：００～１６：３０まで利用　１回当たり　５００円

長期休業期間中：９：００～１４：００までの利用

１日当たり　５００円　１４：００～１６：３０も利用する場合　１回５００円追加徴収をする。

⑷ 布団リース代（実費分）　月　1,９００円

※　当園は，上記費用の支払を受けた場合は，必要であれば領収証を交付いたします。

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり,私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について,以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○　小学校への円滑な移行が図れるよう,卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること

○　他の保育園（所）等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において，他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと

○　緊急時において,病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

塔南こども園　園長　川口　直子　様

年　　月　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：　　印

児童から見た続柄：

同意書

当園における幼児教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：塔南こども園
説明者職名：園長　　氏名　　川口　直子

-

私は、本書面に基づいて塔南こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

保護者住所：
児童氏名　：
保護者氏名：　　印
児童から見た続柄：